

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2702号)

令和3年12月22日

横情審答申第2702号

令和3年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年1月23日教北指第509号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 担任の記録 一覧」ほか10件の個人情報一部開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 担任の記録 一覧 特定年（特定年月日1～特定月日1）添付：国語ワークシート（特定月日2）〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1)特定年 特定月日3、特定月日2、特定月日4、特定月日5、特定月日6、特定月日7、特定月日8、特定月日9、特定月日10、特定月日11、特定月日1）〕」ほか10件の別表1に示す保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年10月4日付で行った「(1) 担任の記録 一覧 特定年（特定年月日1～特定月日1）添付：国語ワークシート（特定月日2）〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1)特定年 特定月日3、特定月日2、特定月日4、特定月日5、特定月日6、特定月日7、特定月日8、特定月日9、特定月日10、特定月日11、特定月日1）〕」ほか10件の別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の発言及びやり取り並びに評価の内容・行動の記録の部分については、本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することはできないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対

する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とする
と、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするもの
である。
- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できないも
のであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であるた
め、全部開示が必要と考える。
- (3) 個人情報開示請求で確認した、体罰に関する報告書は、事実と違う内容があるだ
けでなく、保護者に確認もなく、体罰と思われる内容を2点だけにし、学校や北部
学校教育事務所が調査した内容も必要な部分は省略されるなど、不十分な内容であ
った。
- (4) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、
一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

- (1) 体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について

横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起き
た場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っ
ている。

学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長
は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第
4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務
教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学
校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。

- (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が横浜市立特定小学校の特定学年1特定組1
において担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」
という。）に関連して、A教諭等が作成した審査請求人に係る記録であって、別
表1に示すものである。

なお、本件に係る本人開示請求及び本件審査請求は、審査請求人の母親が法定
代理人として請求している。

- (ア) 個人情報1は、A教諭が作成した審査請求人に関する記録である。個人情報

1には、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るA教諭等の横浜市立特定小学校の教諭の対応、A教諭と審査請求人の保護者との面談等でのやり取りの内容並びにBスクールカウンセラーと審査請求人の保護者とが面談をした事実がこれらの出来事があった月日ごとに表形式で記載されており、審査請求人の国語ワークシートが添付されている。

- (イ) 個人情報2は、A教諭が作成した審査請求人に関する手書きの記録である。個人情報2には、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るA教諭等の横浜市立特定小学校の教諭の対応、A教諭と審査請求人の保護者との面談等でのやり取りの内容、審査請求人に係る横浜市立特定小学校内部の面談及び打ち合わせの内容並びにA教諭及びC児童支援専任教諭と審査請求人の保護者との面談でのやり取りの内容が、これらの出来事があった月日ごとに記載されている。
- (ウ) 個人情報3は、審査請求人の学年学級、イニシャル及び「想定される質問について」という文言からなる表題を付してA教諭が作成した文書であって、特定年月日12における審査請求人の保護者との面談の前に作成されたものである。個人情報3には、当該保護者の質問事項及び回答する内容が記載されている。
- (エ) 個人情報4は、「特定月日12 面談 伝達内容」という手書きの表題を付してA教諭が作成した文書であって、特定月日12の審査請求人の保護者との面談においてA教諭が当該保護者に話した内容が記載されている。
- (オ) 個人情報5は、横浜市立特定小学校の特定学年2特定組2において審査請求人の担任であったD教諭が作成した審査請求人に関する記録である。個人情報5には、50m走のタイム計測に係る記録から始まって、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るD教諭の対応、D教諭と審査請求人の保護者とのやり取りの内容、審査請求人と審査請求人以外の児童との間で授業中に起きた出来事に係る審査請求人及び当該児童の言動並びに当該出来事に係るC児童支援専任教諭及びD教諭の対応が記載されている。
- (カ) 個人情報6は、C児童支援専任教諭が作成した審査請求人に関する記録であって、審査請求人の様子に係る記載から始まる1枚の記録並びに1行目に年月日及び審査請求人のイニシャルが記載された1枚の手書きの記録の計2枚の記録からなり、審査請求人の言動及び審査請求人の保護者との面談でのやり取りの内容が記載されている。
- (キ) 個人情報7は、C児童支援専任教諭が作成した審査請求人の保護者との面談

に関する手書きの記録であって、それぞれ1行目に日付、「面談」の2文字及び当該面談の参加者が記載された2枚の記録からなり、当該面談におけるやり取りの内容が記載されている。

(ク) 個人情報8は、横浜市立特定小学校のE校長が作成した手書きの記録であって、日付及び「A教諭から」という記載から始まり、審査請求人についてE校長が受けた報告の内容が、当該報告のあった日付ごとに記載されている。

(ケ) 個人情報9は、「専任が特定学年1特定組1に数多く入っていた理由（特定月日13懇談会において）」という表題を付してE校長が作成した読み原稿であって、特定学年1特定組1の児童の保護者が出席する懇談会において、審査請求人の状況等について説明するためにE校長が発言する内容が記載されている。

(コ) 個人情報10は、「専任が特定学年2特定組2に数多く入る理由（特定月日14懇談会において）」という表題を付してE校長が作成した読み原稿であって、特定学年2特定組2の児童の保護者が出席する懇談会において、審査請求人の状況等について説明するためにE校長が発言する内容が記載されている。

(サ) 個人情報11は、「審査請求人に関するA教諭の指導上の課題に関する聞き取り調査について」という表題を付してE校長が作成した文書であって、本件事案の実態把握のために特定学年1特定組1の保護者に対して聞き取り調査を行うに当たり、聞き取りの対象となる事項、校長がどのような発言をするか等の調査方法及び調査内容が記載されている。

イ 実施機関は、保有個人情報のうち別表2に示す部分を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

この点、本号本文が本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報を非開

示とする趣旨は、当該情報について、本人開示請求によって本人開示請求者に知られることがないようにすることで、当該個人の権利利益を保護することにある。そこで、本号の「他の情報」には、公知の情報及び図書館等で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるほか、請求者本人の近親者の情報など、当該本人開示請求者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを、また、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1は、授業時等における審査請求人の言動又は態度について、A教諭が自ら見聞きして受けた印象を踏まえて記載した情報であり、A教諭の個人に関する情報でもある。したがって、非開示部分1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。

しかし、非開示部分1は、A教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

ウ 非開示部分2は、審査請求人の法定代理人に当たる保護者に係る情報である。

この点、法定代理人と本人とは別個独立の人格であるから、当該法定代理人の個人に関する情報は、本人に係る本人開示請求に当たっては、本人開示請求者以外の個人に関する情報に当たる。したがって、非開示部分2は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 非開示部分3は、教諭の氏に係る情報である。したがって、非開示部分3は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、実施機関の職員である個人の氏は、横浜市職員録に登載されている情報であり、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。

オ 非開示部分4は、審査請求人以外の児童の氏名に係る情報である。したがって、非開示部分4は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 非開示部分5は、審査請求人以外の児童の情報である。

当審査会が非開示部分5を見分したところ、非開示部分5は、前後の日付や状況に係る記載から、審査請求人には、審査請求人以外の児童を識別することができるか、又は当該児童を識別することができないとしても、その権利利益を害するおそれがある情報であることが認められた。したがって、非開示部分5は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるか、特定の個人を識別することができないとしても本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

キ 非開示部分6は、C児童支援専任教諭が審査請求人に関してA教諭に伝えた内容に係る情報である。したがって、非開示部分6は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、非開示部分6は、C児童支援専任教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

ク 非開示部分7及び非開示部分8は、横浜市立特定小学校内での本件事案に係る打ち合わせにおけるBスクールカウンセラー又はE校長の発言の内容に係る情報である。したがって、非開示部分7及び非開示部分8は、それぞれの発言者に係る本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、非開示部分7及び非開示部分8は、それぞれBスクールカウンセラー及びE校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

ケ 非開示部分9は、横浜市立特定小学校内での本件事案に係る打ち合わせにおけ

る参加者の発言と考えられるが、発言者は不明であって特定の個人を識別することができるものではない。また、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められない。したがって、非開示部分9は、本号本文に該当しない。

コ 非開示部分10は、横浜市立特定小学校の内部での本件事案に関する面談、連絡又は打ち合わせに係る情報である。当審査会が非開示部分10を見分したところ、非開示部分10には、面談又は打ち合わせの参加者が肩書又は氏名を用いて記載されている部分があった。当該部分に係る情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、参加者として記載されているのは、いずれも横浜市立特定小学校の教諭又はBスクールカウンセラーであるため、当該部分は、これらの教諭又はBスクールカウンセラーの職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

また、非開示部分10のその他の部分には、連絡又は打ち合わせが行われたことが記載されていた。当該部分に係る情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報ではないから、本号本文に該当しない。

サ 非開示部分11は、A教諭に係る情報である。当審査会が非開示部分11を見分したところ、非開示部分11には、A教諭の人格と密接に関連する率直な内心の心情に係る情報が記載されていた。

当該情報は、本号本文に該当するが、A教諭が自らの行為を振り返って抱いた心情で人格と密接に関連するものであり、公務員の職務の遂行の内容に係る情報に当たらないと認められることから、ただし書ウに該当せず、また、ただし書ア及びイにも該当しない。

シ 非開示部分12は、本件事案に係るA教諭の認識に係る情報である。したがって、非開示部分12は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、非開示部分12は、A教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

ス 非開示部分13は、授業時における審査請求人の言動又は態度について、D教諭が自ら見聞きして受けた印象を踏まえて記載した情報であり、D教諭の個人に関

する情報でもある。したがって、非開示部分13は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、非開示部分13は、D教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

セ 非開示部分14は、授業中に起きた出来事についてのD教諭の対応に係る情報である。したがって、非開示部分14は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、当該部分は、D教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

ソ 非開示部分15は、C児童支援専任教諭に係る本人開示請求者以外の個人に関する情報に当たるといえるが、その職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

タ 非開示部分16は、横浜市立特定学校での保護者懇談会においてE校長が発言する内容に係る情報である。したがって、非開示部分16は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、当該部分は、E校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

チ 非開示部分17は、E校長が作成した本件事案についての調査の方法及び内容に係る情報である。したがって、非開示部分17は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

しかし、当該部分は、E校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定のうち、非開示部分1、非開示部分3、非開示部分6から非開示部分10まで及び非開示部分12から非開示部分17までを非開示とした決定は妥当

ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

別表1 保有個人情報

担任の記録 一覧 特定年（特定年月日1～特定月日1）添付：国語ワークシート（特定月日2）〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1)特定年 特定月日3、特定月日2、特定月日4、特定月日5、特定月日6、特定月日7、特定月日8、特定月日9、特定月日10、特定月日11、特定月日1）〕	個人情報1
担任の記録特定年月日2、特定月日15、特定月日3、特定月日4、特定月日5、特定月日7～特定月日9、特定月日11、特定月日16～特定月日17、特定月日1、特定月日12〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1)特定年月日3、特定月日4、特定月日5、特定月日7、特定月日8、特定月日9、特定月日11、特定月日1、特定月日12）〕	個人情報2
想定される質問について（担任作成）特定年月日4〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1) 特定年月日4	個人情報3
面談伝達内容（担任作成）特定年月日4〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1) 特定年月日4〕	個人情報4
担任の記録 特定年月日5～特定月日14、特定月日18、特定月日19、特定月日20〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(2) 特定月日21、特定月日22、特定月日20）〕	個人情報5
児童支援専任教諭の記録 特定年月日6、特定月日1〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1) 特定年月日6、特定月日1）〕	個人情報6
児童支援専任教諭の記録 特定年月日7、特定月日23、特定月日24〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(2) 特定月日22、特定月日23）〕	個人情報7
校長の記録 特定年月日8、特定月日8、特定月日10、特定月日11、特定月日25、特定月日26、特定月日1、特定月日12〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1) 特定月日7、特定月日8、特定月日10、特定月日11、特定月日1、特定月日12 2. E校長の個人的なメモ、PC保存されている文書(1)特定年月日9から特定月日9で当該児童に関する記載のあるもの、当	個人情報8

該児童を無理やり教室から連れ出した2回目の日、特定月日11（当該児童が登校できなくなった日）]	
専任が特定学年1 特定組1に数多く入っていた理由（特定月日13懇談会において）〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. E校長の個人的なメモ、PC保存されている文書(2) 特定年月日10（学級懇談会の説明内容）〕	個人情報9
専任が特定学年2 特定組2に数多く入る理由（特定月日14懇談会において）〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. E校長の個人的なメモ、PC保存されている文書(2) 特定年月日11（学級懇談会の説明内容）〕	個人情報10
当該児童に関するA教諭の指導上の課題に関する聞き取り調査について〔横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. E校長の個人的なメモ、PC保存されている文書(2) 特定月の当該児童へのA教諭の行為に関して、旧特定学年1 特定組1の保護者に対する聞き取り調査の方法の内容〕	個人情報11

別表2 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報1 個人情報2 個人情報8	審査請求人の言動及び態度について、A教諭の印象を踏まえて記載された部分	非開示部分1
個人情報1 個人情報2 個人情報3 個人情報4 個人情報5 個人情報6 個人情報7 個人情報9 個人情報10 個人情報11	A教諭、Bスクールカウンセラー、C児童支援専任教諭、D教諭又はE校長と審査請求人の保護者との間で電話等により連絡又は面談をした事実又はその際の保護者の発言内容が記載された部分	非開示部分2
個人情報2	A教諭、C教諭、D児童支援専任教諭及びE校長以外の教諭の氏が記載された部分	非開示部分3
個人情報2 個人情報5 個人情報8	審査請求人以外の児童の氏名が記載された部分	非開示部分4
個人情報2 個人情報5 個人情報8	審査請求人以外の児童の情報（当該児童の氏名を除く。）が記載された部分	非開示部分5

個人情報11		
個人情報 2	C児童支援専任教諭が審査請求人と会話した際に、当該教諭が抱いた印象について記載された部分	非開示部分 6
個人情報 2	本件事案に関する横浜市立特定小学校の内部での打ち合わせにおけるE校長の発言の内容が記載された部分	非開示部分 7
個人情報 2	本件事案に関する横浜市立特定小学校の内部での打ち合わせにおけるBスクールカウンセラーの発言の内容が記載された部分	非開示部分 8
個人情報 2	本件事案に関する横浜市立特定小学校の内部での打ち合わせにおける発言者不明の発言の内容が記載された部分	非開示部分 9
個人情報 2 個人情報 3 個人情報 8	横浜市立特定小学校で本件事案に関してどのような面談、連絡又は打ち合わせがあったかが記載された部分	非開示部分10
個人情報 2	本件事案に係るA教諭の内心の情報が記載された部分	非開示部分11
個人情報 2	本件事案に係るA教諭の認識が記載された部分	非開示部分12
個人情報 5	審査請求人の言動及び態度について、D教諭の印象を踏まえて記載された部分	非開示部分13
個人情報 5	授業中に起きた出来事に係るD教諭の対応について記載された部分	非開示部分14
個人情報 6	審査請求人の行動について記載された部分	非開示部分15
個人情報 9 個人情報10	E校長が懇談会で話す内容について記載された部分	非開示部分16
個人情報11	特定学年1 特定組1の保護者に対する聞き取り調査をするに当たっての調査の方法及び質問事項について記載された部分（審査請求人の保護者及び審査請求人以外の児童の情報が記載された部分を除く。）	非開示部分17

別表3 条例第22条第3号に該当しないため開示すべきと判断した部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	ページ	該当箇所	開示すべき部分
個人情報 1	非開示部分 1	1 ページ	表の上から 1 段目左から 6 列目	8 行目の11文字目から行末まで

	表の上から 4段目左から 6列目	1行目の10文字目から2行目の 行末まで
	表の上から 5段目左から 6列目	1行目の1文字目から8文字 目まで
4ページ	表の上から 1段目左から 6列目	1行目の1文字目及び2文字 目
5ページ	表の上から 1段目左から 6列目	2行目の9文字目から行末ま で及び4行目の9文字目から 11文字目まで
6ページ	表の上から 2段目左から 6列目	1行目の8文字目から2行目 の2文字目まで及び4行目の 3文字目から5文字目まで
	表の上から 3段目左から 6列目	5行目の1文字目から4文字 目まで
7ページ	表の上から 1段目左から 6列目	4行目の1文字目から7文字 目まで
8ページ	表の上から 1段目左から 6列目	1行目の8文字目から2行目 の行末まで及び9行目の5文 字目から10文字目まで
	表の上から 2段目左から 6列目	1行目の5文字目から11文字 目まで
	表の上から 3段目左から 6列目	4行目の8文字目から10文字 目まで
9ページ	表の上から 2段目左から 6列目	1行目の7文字目
	表の上から 3段目左から 6列目	5文字目から8文字目まで

			表の上から 5段目左から 6列目	1行目の8文字目から2行目の6文字目まで
			表の上から 6段目左から 6列目	5行目の8文字目から10文字目まで
		10ページ	表の上から 1段目左から 6列目	4行目の8文字目から10文字目まで
		11ページ	表の上から 1段目左から 6列目	1行目の11文字目から2行目の2文字目まで
個人情報2	非開示部分1	1ページ	左右2段組 みの左段	5行目の4文字目から7文字目まで、10行目の21文字目から行末まで、12行目の19文字目から21文字目まで、15行目の8文字目から行末まで及び27行目の1文字目から4文字目まで
			左右2段組 みの右段	7行目の1文字目から8文字目まで
		2ページ		4行目の1文字目から8文字目まで、16行目の1文字目から4文字目まで、17行目の1文字目から6文字目まで、18行目の全て及び19行目の18文字目から20行目の行末まで
	4ページ		5行目の10文字目から15文字目まで、6行目の4文字目から9文字目まで、7行目の12文字目から15文字目まで及び10行目の12文字目から15文字目まで	
	非開示部分3	4ページ		13行目の1文字目から4文字目まで
非開示部分1	5ページ	左右2段組 みの左段	3行目の9文字目から11文字目まで、16行目の4文字目から10文字目まで及び17行目の6文字目から9文字目まで	

			左右2段組 みの右段	2行目の全て、20行目の9文字目から11文字目まで及び21行目の6文字目から11文字目まで
		6ページ	左右2段組 みの左段	4行目の7文字目から13文字目まで、10行目の18文字目、13行目の10文字目から18文字目まで及び16行目の2文字目から8文字目まで
	非開示部分6	7ページ	左右2段組 みの左段	6行目の14文字目から23文字目まで及び7行目の1文字目から6文字目まで
	非開示部分7		左右2段組 みの右段	6行目から9行目までの全て
	非開示部分8			10行目から15行目までの全て
	非開示部分9			16行目の全て
	非開示部分10	9ページ	左右2段組 みの左段	3行目から6行目までの全て
	非開示情報8		左右2段組 みの左段	26行目及び27行目の全て
			左右2段組 みの右段	2行目から7行目までの全て
	非開示部分10	10ページ	左右2段組 みの左段	1行目の8文字目から行末まで
	非開示部分12			2行目の1文字目から10文字目まで、3行目の9文字目から7行目の行末まで、11行目の1文字目から22文字目まで及び14行目の全て
個人情報3	非開示部分10	1ページ	ページの短辺に対して並列に記載されている文字列	全て
個人情報5	非開示部分13	1ページ		2行目の11文字目から行末まで、7行目の1文字目から8文字目まで及び8行目の1文字目から10文字目まで

	非開示部分14			6行目の全て
	非開示部分13	2ページ		5行目の11文字目から14文字目まで及び9行目の3文字目から11文字目まで
個人情報6	非開示部分15	1ページ		2行目の全て
個人情報8	非開示部分1	1ページ		4行目の1文字目から7行目の14文字目まで、8行目の1文字目から8文字目まで、9行目の1文字目から15文字目まで、10行目1文字目から11文字目まで及び11行目から14行目までの全て
	非開示部分10	4ページ		18行目5文字目から15文字目まで
個人情報9	非開示部分16			2行目及び3行目の全て、4行目の20文字目から22行目の行末まで、23行目の1文字目から19文字目まで及び23行目の29文字目から27行目の行末まで
個人情報10	非開示部分16			2行目から5行目までの全て、6行目の17文字目から21文字目まで、6行目の28文字目から29行目の5文字目まで及び29行目の14文字目から30行目の行末まで
個人情報11	非開示部分17	1ページ		5行目の全て、6行目の27文字目から11行目の行末まで、13行目の1文字目から22行目の15文字目まで及び22行目の38文字目から34行目の39文字目まで
		2ページ		1行目の18文字目から7行目の行末まで

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。空白、挿入記号並びに個人情報2の5ページ及び6ページのページの短辺に対して並列に記載されている文字列は、行数及び文字数に数えないものとする。見え消し線等で消した文字は1文字と数え、1行の全ての文字が見え消し線等で消された行は1行と数えるものとする。見え消し線で消した数字の下に追記した数字は、行数及び文字数に数えないものとする。

句読点及び記号は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年1月23日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年2月20日 (第256回第三部会) 令和2年2月25日 (第336回第一部会) 令和2年2月28日 (第375回第二部会)	・諮問の報告
令和2年3月4日	・実施機関から反論書の写しを受理 ・審査請求人から意見書を受理
令和3年4月28日 (第397回第二部会)	・審議
令和3年6月9日 (第399回第二部会)	・審議
令和3年7月14日 (第401回第二部会)	・審議
令和3年7月28日 (第402回第二部会)	・審議
令和3年9月8日 (第404回第二部会)	・審議
令和3年10月13日 (第406回第二部会)	・審議